

店頭取引（OTC）型 電力取引についてのご案内

- 2005年2月10日作成（Ver1.0）
- 2005年3月7日改訂（Ver1.1）

ナットソース・ジャパン株式会社
卸電力取引ユニット

はじめに

ナットソース・ジャパン株式会社は、今般の電気事業法の改正及び卸電力取引制度の整備に当たり、従前からの仲介サービスを制度に適応させるため、現行サービスの方法等の変更について検討を行っています。当資料は、検討の途中経過として、今後のOTC(Over the Counter;店頭)電力取引仲介サービスについて記載するものです。よって、当資料に記載の内容については、当社の現時点の指針に過ぎず、今後のお客様のご意見等を参考に、随時見直すことを想定しています。

1. 概要

1-1. ナットソース・ジャパン株式会社について

ナットソース・ジャパン株式会社¹(以下「当社」)の業務内容としては以下を掲げています。

1. 温室効果ガス排出量取引仲介
2. 電力取引仲介
3. 天候デリバティブ取引仲介
4. RPS(相当量)仲介
5. その他エネルギー関連商品取引仲介
6. 上記1.~5.のアドバイザー業務
7. その他上記に付帯する業務

当社では、2002年より卸電力市場参加者のご協力の下、OTC市場において、現物の電気の取引市場を提供しております。今回、電気事業法の改正にあたり、総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会における報告書「今後の望ましい電気事業の骨格について」(2003年2月)(以下「基本答申」)、中間報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(2003年12月)(以下「中間報告」)及び報告書「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(2004年6月)(以下「最終報告」)に基づき、卸電力取引制度(以下「本制度」)が整備されましたので、今回、本制度によるルールに基づくOTC市場における「先渡し市場」のサービスを開始致します。なお、小売電力取引の仲介も引き続き行ないます。当社は仲介を事業の柱としており、従前より心がけております「中立性」「公正性」「透明性」確保の立場から、現物の電気を直接取り扱うことはいたしません(アグリゲーター等の立場として、電気のポジションを持つことはいたしません)。また、当社は基本答申にある「電力会社が設立・運営に参加する取引所」には該当せず、かつ、本制度の整備以前より事業を行っているため、従来どおり株式会社として仲介を行います。

1-2. 取扱商品について

取り扱う商品については、有限責任中間法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」)殿と

¹ 資本金：1億6600万円、設立：2001年5月、代表取締役社長：片桐 誠、株主：東短ホールディングス(株)、三菱商事(株)、Natsource LLC.、大阪ガス(株)、(株)環境総合テクノス、コスモ石油(株)、住友商事(株)、Tullett Liberty Limited、東京ガス(株)、東京産業(株)、豊田通商(株)、新日本石油精製(株)、みずほ証券(株)など計14社、順不同

補完関係も保て、当社が運営する卸電力取引市場において取引を希望する方（以下「お客様」）のニーズが存在すると思われる「先渡し市場」において、現物の電気の柔軟な商品設計が可能な取引の場を提供いたしてまいります。

上記のサービス提供のために、当社のみならずお客様にも、本制度の趣旨や電力系統利用協議会（以下「ESCJ」）殿の系統利用ルール、および各電力会社の送配電部門が提示する託送供給約款を遵守していただくことを前提と致します。

尚、「一日前市場」については、制度の整理の経緯も踏まえ、JEPX殿が卸電力取引制度の立ち上がりにおける一元的な寄与を期待されていること、また事実上関係線の容量すべてを総合的に判断する一元的なシステムが適していること等を勘案し、当社においては当面は取り扱いをしない方向です。

お客様は、当社が定める取引ルール等の規則を御理解いただき、それらに基づいた取引を行うことができます。

当社における取引ルールは、お客様の利便を勘案し、なるべくJEPX殿の取引規約等のルール（以下「取引所ルール」）と整合性を取れるように、というコンセプトで作成しております。取引所ルールが改訂された場合、上記コンセプトに基づき当社の取引ルールも変更する可能性がございます。また、最終答申にもあるとおり、お客様の御指摘に基づき、お客様のコンセンサスの下でより良いものに変更していきたいと考えております。何卒、皆様の暖かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

2. 運営

2-1. 体制

当社は、本制度に基づき卸電力取引におけるOTC市場を運営します。他の商品、金融市場と同様に、お客様のモラルと自浄システムに基づいた運営を行い、極力取引にかかるコストの低減を図るものと致します。尚、「一日前市場」については、当面は取り扱いをせず、「先渡し市場」を業務の柱とする方向で検討をしております。尚、市場取引監視、及びその他の検証につきましては、中立性、説明責任を鑑み、当社外の第三者に検証、検討及び判断を委ねることが必要と考え、現在委託先に打診中です。一方、市場取引検証については、「一日前市場」を当面取り扱わないため、取引画面の情報等を蓄積することで対応することを検討しています。そのため、政府より市場取引にかかる検証資料としてデータの提出を求められて場合には、それが可能になるように対応致します。

2-2. 業務

2-2-1. 営業日・休業日

下記を休業日とします。（基本的にJEPX殿の市場営業日に合わせます）

- ✓ 土・日・祝日
- ✓ 年末3日・年首3日
- ✓ JEPX殿が休場と定めた日

2-2-2. 執務時間

9:00から17:00まで（12:00から13:00は昼休み）を当社の執務時間とします。

（取引時間は「4-1. 取引時間」を参照）。

2-3. アクセス

ご不明な点等がありましたら、下記まで問合せ下さい。

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4丁目4番10号 東短ビル5階

ナットソース・ジャパン株式会社 卸電力取引チーム（担当；春田、船曳）

TEL: (03) 5200-3368

e-mail: power@natsourcejapan.com

3. 取扱商品の紹介

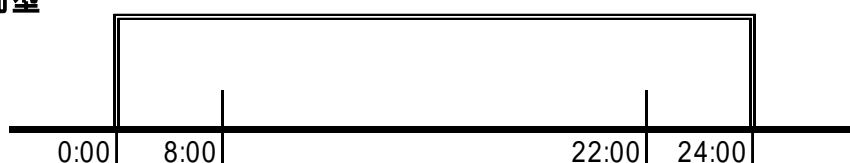
当社で取扱う商品は、現物の電気の先渡し契約です。

受渡しをする期間（「いつからいつまで」）については、自由に設定できますが、一日の中では標準として以下の2つのパターンを提案します。これは、JEPX殿の定型先渡し市場の仕様に合わせたものです。

✓ 24時間型

受渡し期間の0:00から24:00を一日とし、一日単位で受渡し期間を通じて、同時同量を満たす一定量の電気を受渡す取引。

24時間型



✓ 昼間型

受渡し期間の日祝日²およびJEPX殿が指定する日³を除く1日の8:00から22:00まで、同時同量を満たす一定量の電気を受渡す取引。

昼間型

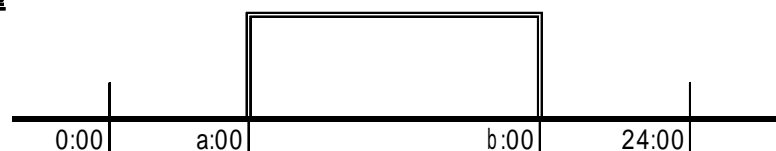


また、上記に該当しないものを、以下の名称呼びます。

✓ 定量型

一日の内の受渡し時間が「24時間型」と「昼間型」以外の時間設定で、同時同量を満たす一定量の電気を受渡す取引。

定量型



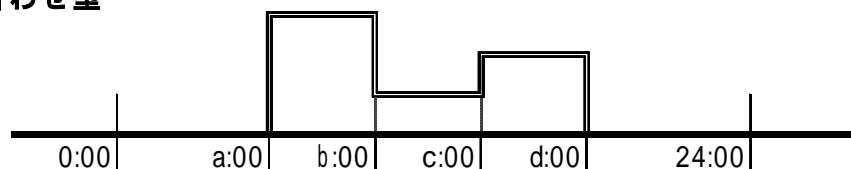
² 祝日は、「国民の祝日に関する法律」に定める休日とします。

³ JEPX殿が指定する日は、取引開始日を含む年度の前年度2月末までに、JEPX殿が公表する指定された日。

✓ **組み合わせ型**

一日の内に受渡す電気が、複数の同時同量を満たす一定の電力量と時間から構成されるもの。

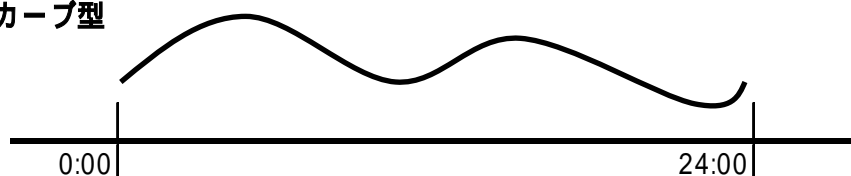
組み合わせ型



✓ **ロードカーブ型**

時間により、需要側の電力量が変化する電気。受渡し期間、総電力量、需要側の契約電力、時間による平均的な使用電力量の状況等の諸元をもとに取引するもの。

ロードカーブ型



いずれの市場も、地域別市場ではなく全国市場ですが、連系線の空き容量によっては取引可能地域が制約される可能性があります。

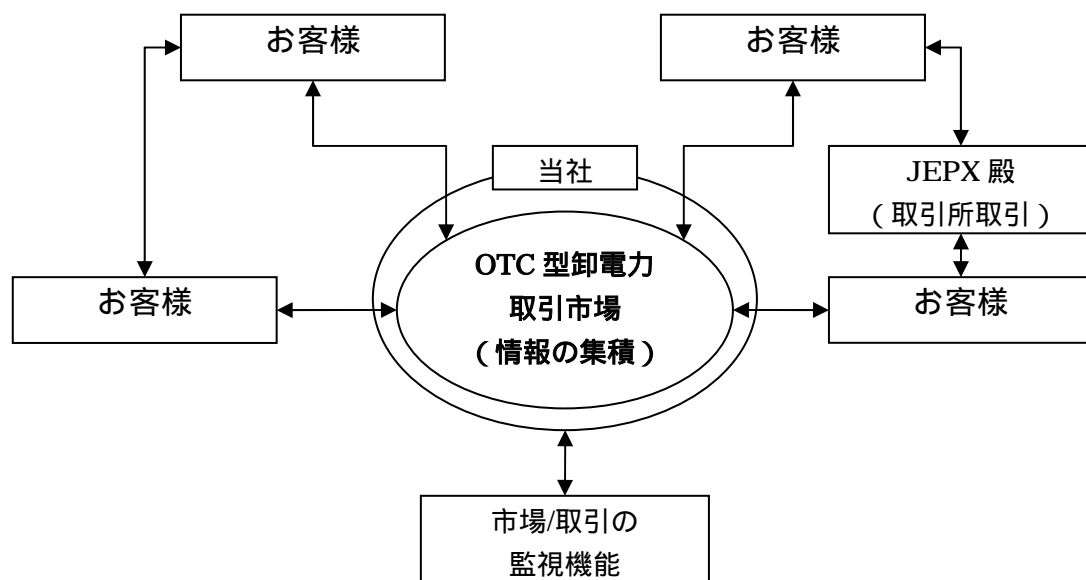
4. 取引の方法

当社でのすべての取引は、電話を主とし、e-mailを従とする通信手段で行います。また、市況情報については、取引に参加していただく方には当社のホームページ上で、逐次更新を行う注文情報を発信致します(アクセスには弊社発行のパスワードが必要となります)。悪意を持った第三者がお客様になりすます事がないように、お客様の担当者別に本人確認用のID番号をお渡し致します。そのため、お客様の御担当者名、連絡先電話番号、e-mailアドレスを御登録いただきます。また、取引に当たっては、お客様名、御担当者名、ID番号を確認させていただきます。

取引については、電力の受け渡し時間や受け渡し電力量等の条件を前提に、価格優先-時刻優先の個別売買取引で行います。さらに、ESCJ殿とのシステム連係で得られる「実際の電気の受渡しが取引時点で可能か否か」につき情報を提供致します。

尚、OTC市場で約定した取引の履行（電気および金銭の受渡し）については、売買当事者相互の責任で行っていただきます⁴。つまり、当社では電気および金銭の授受に関しては、一切責任を負いません⁵。

また、当社は、仲介業務を行う会社であり、売買仲介後に締結した売買契約に基づく電気及び資金の受け渡しの履行に関する保障はいたしません。また、売買契約に基づく損害賠償等の責は負いません。



取引の概念

⁴ 買い事業者は約定した相手先売り事業者の現物不渡しによって生じるリスク、売り事業者は約定した相手先買い事業者の支払不履行リスクをそれぞれ負うこととなります。

⁵ 取引に際しては、くれぐれもお客様の取引相手企業に対する与信をご確認下さい。

4-1.取引の時間

当社営業日の9:00～11:30と13:00～16:30に取引を仲介致します。

尚、これ以外の時間でもご注文は出来ますが、約定等については、取引相手方の了解が無い限り、上記時間内での取り扱いとさせていただきます。

尚、約定後の事務処理については、可及的速やかに「取引確認書」をお客様宛てにe-mailまたはFaxにて送付できるように致します。

4-2.取引の単位

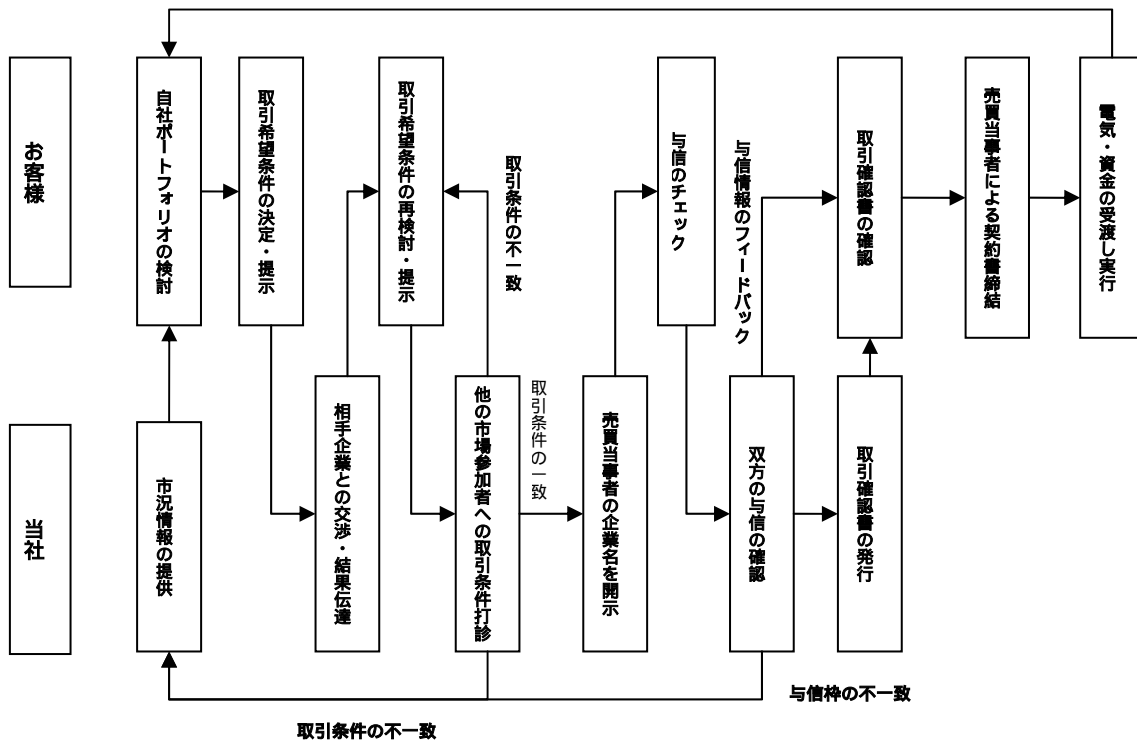
取引の単位は、1,000kWhを標準とします。ただし、売買当事者となるお客様双方が合意された場合には、この限りではございません。

4-3.取引のフロー

当社担当者に、以下のお客様の御希望をお伝えください。

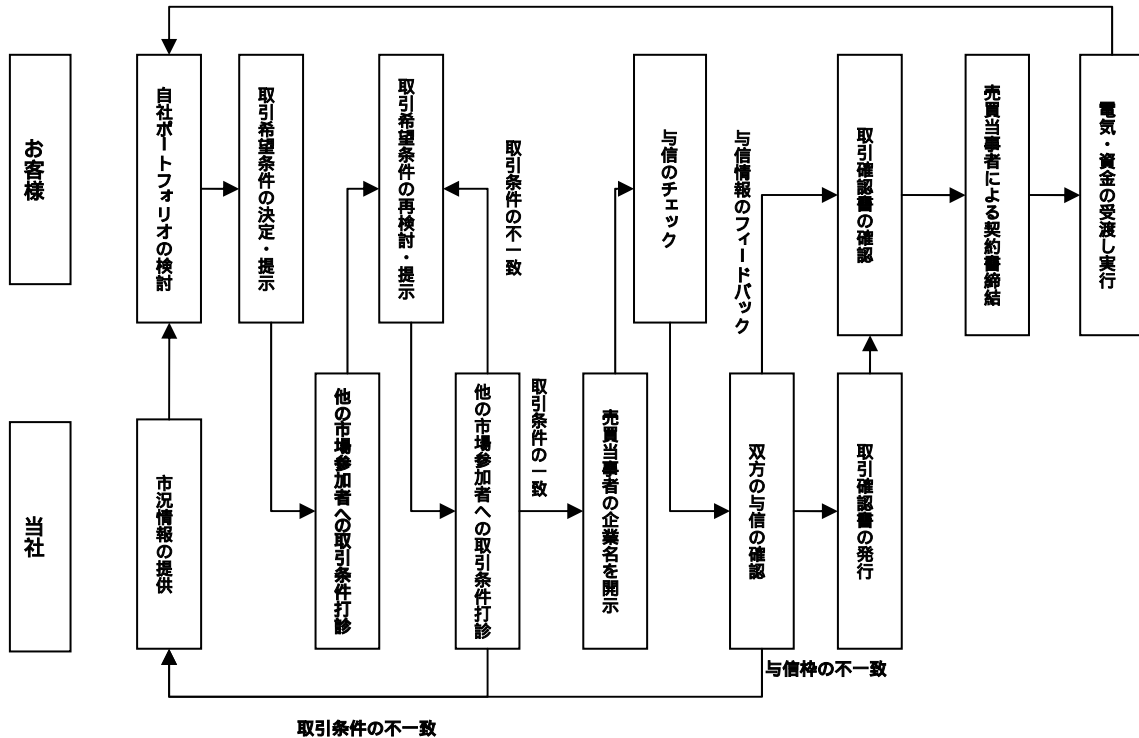
4-3-1 当社からご案内した他の取引参加者の注文（以下「他社注文」）に、お客様の取引希望が一致または近似する場合

1. 近似な条件が記載された他社注文に付与された注文番号をお伝えください。
2. お客様が希望される取引条件（「4-4.取引条件」に記載）をお伝えください。
3. お客様の御希望を、条件を提示されている相手企業にお伝えし、交渉を致します。
4. 交渉の結果をお客さまにフィードバック致します。
5. 約定に至らぬ場合、他の取引参加者にも情報を提示し、他に条件提示をさせていただくように問い合わせを致します。
6. 問い合わせの結果もフィードバック致します。



4-3-2 当社からご案内した他社注文に、お客様の取引希望に近似の条件もない場合

1. お客様が希望される取引条件（「4-4.取引条件」に記載）をお伝えください。
2. 他の取引参加者にも情報を提示し、他に条件提示をしていただけるように問い合わせを致します。
3. 問い合わせの結果もフィードバック致します。



4-4.取引条件

取引にあたり、下記取引条件をご提示ください。

- ✓ 受け渡しを希望する電気の形態（「24時間型」「昼間型」「ロードカーブ対応」等）
- ✓ 電気の受け渡しを希望する期間
- ✓ 受け渡しを希望する電気量（ロードカーブ対応の場合には契約規模等の情報も追加する）
- ✓ 電気の受け渡しをする取引エリアコード（お客様の系統コード、もし必要ならば取引相手に求めるエリアコード（ESCJ殿が設定）ないしエリア内コード（一般電気事業者が設定））
 - 取引希望エリアは、発電場所や需要場所の所在地により、エリア及び一般電気事業者が設定するエリア内コードなどを選択する。
- ✓ 受け渡しを希望する電気の単価（kWhあたり）
 - 単価には、託送に関する費用を含みます。但し、売買当事者の双方で了解があれば、この限りではありません。
- ✓ 発電場所、需要場所が明確になっているか。

4-5.その他

4-5-1 取引の当事者について

託送供給約款に基づく接続供給契約または振替供給契約は、各一般電気事業者の送配電部門と、特定規模電気事業を営む事業者との契約です。当社では、「現物の電気」という必ず電気が受渡しできる取引を仲介するため、「取引の少なくとも一方の当事者が特定規模電気事業を営む事業者であること」を約定の条件と致します。

当社が、現状では特定規模電気事業を営まない事業者間の取引の仲介をお断りする理由は、仮に転売（買）により、最終的に電気が受渡しをされても、取引を仲介した段階では、必ず電気が受渡しできることを担保出来ないためです。

今後「現物の電気」だけでなく、電気の受渡しを伴わない取引等のニーズが強く出てきた場合には、そのニーズと、その時点における制度に適合した商品をお客様と共に鋭意検討致します。

4-5-2 仲介サービスを行う期間について

卸電力取引市場で先渡し取引が約定された場合、当該取引について特定規模電気事業を営む事業者と託送供給約款に基づく接続供給契約または振替供給契約を締結した一般電気事業者が電気を託送します。取引にあたっては、上記契約にかかる期間の余裕をもたれることをお勧めいたします。一般電気事業者の送配電部門殿より次ページの標準的な必要期間を提示していただいております。当社は、当該期間よりも仲介完了から電気の受渡しの始期までの期間が短い場合、託送に関する契約が締結できない可能性があることのご了解を頂き、その上でサービスを提供いたします。

売買契約にかかる日数については、その雛形を御案内することにより、合意までの日数を数日に短縮できると考えます。

なお、現状の接続供給契約又は振替供給契約は、1年が契約期間の基準となっており、短期の需要にあたっては、託送にかかる料金が割増になる場合があります。

(標準的な必要期間)

1. 接続・振替供給契約の手続きに要する期間
 - ・標準的に契約申込みから「10営業日」
2. 接続検討に要する期間
 - (1) 他の接続供給契約，振替供給契約等により既に連系されている電源で、受電に関する契約等の範囲内である場合
 - 発電場所のある一般電気事業者
 - ・標準的には「検討省略」
 - 中継振替する一般電気事業者，需要場所のある一般電気事業者
 - ・標準的に検討申込みから「5営業日」
 - ただし、大容量発電設備を振替供給する場合などは、検討申込みから「最大3ヶ月」となる可能性有り
 - (2) 上記以外の場合
 - 発電場所のある一般電気事業者
 - ・検討申込みから「最大3ヶ月」
 - 中継振替する一般電気事業者，需要場所のある一般電気事業者
 - ・標準的に検討申込みから「5営業日」
3. 1. と 2. (除く) の申込みは同時とすることが可能 (検討と契約を並行処理) です。
4. 需要場所のある一般電気事業者での代表受付を希望される場合は、関連一般電気事業者への検討申込書，契約申込書の郵送期間として、1. と 2. に加えて、各々3営業日ご配慮願います (最大6営業日の加算が必要)。
5. 工事が必要な場合は、上記に加えて、更に日数が必要となります。

(一般電気事業者送配電部門より受領)

5. 約定の方法

取引にあたっては、売買されるお客様双方の電気の受け渡し期間、受け渡し電力量、単価、部分約定可否等の諸条件が一致し、ESCJ殿の連系線の空き容量情報で託送が可能であるとの情報が整った場合に、双方のお客様に取引相手となられる企業のお名前を開示し、双方のお客様に与信確認をしていただきます。

与信確認以外の取引条件が売買当事者の双方で合致したことを、取引条件の一致とします。

ESCJ殿の連系線の空き容量情報は、取引条件の一致の時点における売り希望のお客様の発電場所のエリアから買い希望のお客様の需要場所のエリア間での送電可否の「問合せ時点における情報」です。発電場所のエリアと需要場所のエリアが同一エリアの場合は、送電可能と判断します。発電場所エリアと需要場所エリアが異なる場合は、当該エリア間で託送可能か否かを当該事業者に代わり当社がESCJ殿に問合せます⁶。

取引の希望条件について、期間や数量などが部分的に満たされる場合には、双方のお客様と調整させていただきます。

与信確認につきましては、翌営業日14:00までを標準の期間としますが、お客様に特段の御都合があり期間を超過する場合は、速やかにその旨を当社まで御連絡ください。当社にて、取引相手のお客様のご了解をいただけるように調整させていただきます。

双方のお客様が与信を確認されましたら、約定と致します。

尚、当社では、お客様の重要な経営情報である与信情報を強制的に登録していただく必要はございません。

与信確認の結果によっては、他の諸条件が合致した場合でも約定できない場合があることをご了解ください。

⁶ 当面、ESCJ殿よりシステムで開示される情報は、送電可能な数量に関するの情報になりますが、送電可能な数量が制限された場合、御要望により制限を受けた時期及び地点についての追加情報を当社経由で取り寄せることが可能です。ただし、この場合ESCJ殿の「一日前市場」の運用の支障にならない時間帯まで、返答をお待ちいただく場合があります。

6. 約定通知および売買契約の締結

当社は売買の約定後すみやかに、売買当事者に対し当社より「取引確認書」をe-mailにて送付致します。

- ✓ 約定番号
- ✓ 約定年月日
- ✓ 相手先事業者名、担当者名および連絡先
- ✓ 相手先系統コード
- ✓ 電気を受け渡しする期間
- ✓ 約定電力単価
- ✓ 約定電力量
- ✓ 約定金額
- ✓ 資金決済の口座情報
- ✓ その他付記情報（付記情報がある場合）

お客様は、「取引確認書」に齟齬が無いかを御確認ください。当事者による「取引確認書」の確認の後、当事者双方の責任に基づき「取引確認書」に従って取引相手先と売買契約を締結していただきます。尚、「取引確認書」につきましては、発送日を含む2営業日以内に申し立てが無い場合は、齟齬が無いと確認したものと判断させていただきます。尚、契約書については、今後、雛形を御案内する予定です。但し、基本的にJEPX殿の契約書雛形の条項と整合性を取り、お客様の負担の少ない仕様になるように配慮致します。

7. 現物の受渡しおよび売買代金の清算

7-1. 現物の電気の受け渡し

取引によって成立した電気は、双方のお客様の間で取り交わす売買契約書に基づき、決められた受渡時間に、決められた電力量を正しく受渡ししていただきます。尚、この電力の受渡しは電力系統を介して行っていただきます。

7-2. 売買代金の清算

売買代金の清算については、当事者間で取り交わす売買契約書の規定に従います。

8. 転売（買）

当社のOTC市場で売買した電気は、「6. 約定通知および売買契約の締結」で契約した売買契約に基づき、当社、JEPX殿及び直接相対の取引において、いわゆる「転売（買）」（売ったものの買い替え、および買ったものの転売の双方）することが出来ます。

9. 受渡し不履行に伴う弁済

買い事業者が、受け渡されるべき電気を正しく受渡されなかった場合、売り事業者に対し、かかる不足分に対する弁済を請求できます。損失の算定については、託送供給約款に基づき計量系にて計量された取引契約についての不足量に対し、取引所ルールとの整合性を取るため、JEPX殿が規定される求償単価を使用することを標準とします。但し、双方のお客様が別途合意した場合には、その限りではありません。

尚、本弁済の決済は、当事者間において行っていただきます。

10. 参加要件と当社に提供いただく情報

当社のOTC市場においては、当面「一日前市場」の取り扱いをしないこともあり、制度の主旨である「多様な参加者により自由な取引が行なわれる」ように、参加要件は「必要最小限」な制限とします。

このため、当社のOTC市場に参加することと、当社のOTC市場で約定できることは同一ではありません。取引相手となる企業の条件によっては、取引が約定しない状況が発生する可能性があることは、ご了解ください。

当社のOTC市場に参加していただくためには、弊社が提示する取引ルール等を遵守していただくことが必要です。

また、本取引にご参加いただく前に、下記「事前にご提供いただく情報」を当社あて（power@natsourcejapan.com）お送りください。当社より、各取引担当者ごとの本人確認用のIDと、当社の電力取引用Webページへのアクセスに使用するパスワードをお送りいたします。

- 取引参加資格者
 1. 一般電気事業者
 2. 特定規模電気事業者
 3. 特定電気事業者
 4. 卸電気事業者
 5. 発電事業者
 6. 自家発電設備保有者
 7. 相対契約で発電力を有している事業者
 8. 電力自由化対象の需要家
 9. 前8号に該当するものから委託を受けた事業者

- 事前にご提供いただく情報
 1. 契約書等に使用する法人名
 2. 法人の住所
 3. 代表者氏名
 4. ESCJ殿より付与の事業者コード

5. 取引担当者名（複数可）
6. 取引担当者連絡先住所
7. 取引担当者連絡先電話番号およびFax番号
8. 取引担当者連絡先e-mailアドレス
9. バックオフィス業務担当者名（複数可）
10. バックオフィス業務担当者連絡先住所
11. バックオフィス業務担当者連絡先電話番号およびFax番号
12. バックオフィス業務担当者連絡先e-mailアドレス

1 1. 売買手数料

1 1-1 標準手数料

売買にかかる手数料は、売り事業者・買い事業者それぞれ約定した量に対し、2.9925銭/kWh（消費税込み）とします（消費税別では2.85銭/kWhとなります）。約定しない場合には一切費用はかかりません。但し、ある期間内に託送センターに託送の申込を行ったにもかかわらず、一部または全部が託送不可となった（例：その期間内に他の託送申込があり該当する連系線の託送可能量が減少した）場合は、証明できる資料を添付して当社に届出ることによって、当該約定量に対する売買手数料を減免します。減免の率は別途定めます。

（例）10日間の24時間型商品で、2,400,000kWh（1時間あたり10,000kWh/h）を7.50円/kWhで約定した際の売買手数料

$$2,400,000\text{kWh} \times 0.029925\text{円/kWh} = 71,820\text{円}$$

（但し、2,400,000kWh = 10,000kWh/h × 24h/日 × 10日）

売買手数料は、月末締めで計算書を翌月5日（当社休業日の場合は翌営業日）にお客様宛に発送致します。それに従ってその月の25日（金融機関休業日の場合、その翌金融機関営業日）までに当社指定口座に振込みにてお支払いいただきます。尚、振込み手数料については、お客様のご負担とさせていただきます。

1 1-2 最低手数料額

一回の取引についての手数料が消費税抜きで25,000円に満たない場合（877,192kWh以下の場合）、その約定した数量にかかわらず、25,000円（消費税抜き）を申し受けます。

1 1-3 大口割引

個別に御相談させていただきます。

以上